

《会計・税務の知識》 DX 投資促進税制について

はじめに

2021 年度税制改正で、デジタルへの転換・構築による変革に取り組む企業の後押しをするため「DX 投資促進税制」が創設されました。

1. DX 投資促進税制とは？

DX 投資促進税制とは、産業競争力強化法の認定を受けた情報技術事業適応に関する計画に基づき、2021 年 8 月 2 日から 2023 年 3 月 31 日に取得・製作等したソフトウェア等を事業の用に供した場合に、その取得価額の 30% の特別償却又は 3% 若しくは 5% の税額控除ができる制度です。

2. 対象設備

対象設備	税額控除	OR	特別償却
	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア 繰延資産*1 器具備品*2 機械装置*2 	3%	
	5%*3		

*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう
*2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る
*3 グループ外の他法人ともデータ連携・共有する場合

※ 投資額下限：売上高比0.1%以上
※ 投資額上限：300億円
(300億円を上回る投資は300億円まで)
※ 税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで

3. 認定要件

認定要件	デジタル (D) 要件	&	企業変革 (X) 要件
		① データ連携・共有 (他の法人等有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること) ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得 (レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保)	

(出典：経済産業省 令和3年度経済産業関係 税制改正について)

※認定要件は、D 要件、X 要件をすべて満たす必要があります。

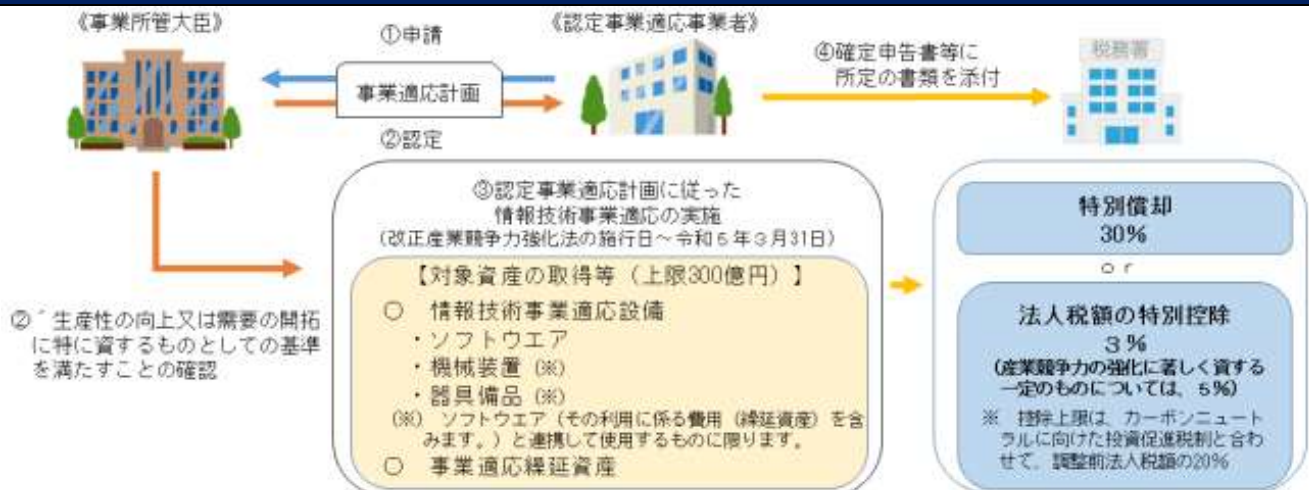
4. 留意点

認定を受けた計画に従って実施した内容については、各事業者の事業年度終了後 3 月以内に主務大臣に対して事業実施状況報告を報告する必要があります。

おわりに

クラウド活用や企業間のデータ連携時には、DX 投資促進税制をご検討ください。(担当：中村)

イメージ図



(出典：令和3年度 法人税関係法令の改正の概要 国税庁パンフレット)